

改正概要説明書	
国名：チリ	法令名：産業財産規則
改正情報：2005年12月1日施行	
改正概要：	
<p><b>1. 産業財産権の保護対象に関する改正：</b></p> <p>産業財産権法により保護される対象として、集積回路の回路配置、地理的表示及び原産地名称が追加されたことに伴い、規則にも関連する規定が追加されている(第1条、第14条、第71条乃至第73条、第74条乃至第78条等)。</p> <p>商標(Trademark)の定義が見直されている(第23条)。商標の更新申請は期間満了後30日以内にも行うことができる旨が明示されている(第32条)。</p> <p>従来、特許の存続期間は登録簿に登録された日から15年(旧第56条)であったが、改正後は出願日から20年の期間となった(第51条)。</p>	
<p><b>2. 手続的事項に関する改正：</b></p> <p>チリ工業所有権局の業務電子化に伴い、電子手続に関する規定が追加されている(第4条、第5条、第8条、第22条、第68条等)。</p> <p>出願手続はスペイン語によって行わなければならない旨が明記されている(第11条、第12条、第13条、第15条等)。</p> <p>音響標章に係る商標登録出願手続に関する規定が追加されている(第10条e)。</p> <p>手数料納付の猶予に関する規定が追加されている(第21条)。</p>	
<p><b>3. 特許出願等について実体審査を行う専門家(Experts)に関する改正：</b></p> <p>特許、実用新案、意匠及び集積回路の回路配置について技術的報告書(technical reports)を作成する適性を備えた専門家(第2条)の業務内容に関する規定が追加されている(第79条乃至第89条)。</p>	
<p><b>4. その他：</b></p> <p>産業財産規則に定められていた仲裁審判所に関する規定(旧規則第115条乃至第125条)が産業財産権法に定められた(チリ産業財産法第17条の2C乃至第17条の2K)ため、これらに該当する規定は本規則から削除されている。</p>	
改正内容：	
<p>・第1条</p> <p>本規則の対象に集積回路の回路配置、地理的表示及び原産地名称に関する工業所有権が追加された。</p>	

・第2条

旧規則の「審査官」,「産業特権」,「科学理論」,「仲裁審判所」が削除され,新たに「専門家」が追加された。

・第4条

旧規則において,「チリ人及び外国人の両者を含め,自然人又は法人の何れもが取得することができる」が削除され,「工業所有権の登録出願はすべて,印刷様式又は局のウェブサイトを通じて,経済・開発・復興省の工業所有権局へ提出しなければならない」が追加された。

・第5条

旧規則第6条に対応する。

「願書を,工業所有権局の出願受理課に3通提出」が「印刷様式はすべて,正副2通で,局の受領部門に提出する」に変わった。

また,電子出願の受領日及び対応する番号に関して新規に規定された。

・第7条

旧規則第8条に対応する。

旧規則において,「出願人は,上記の諸文書に,出願人が追加して提出するのが適切と判断するその他の追加的資料若しくは意見書を添付することができる」が削除された。

・第8条

旧規則第9条に対応する。

「電子出願の場合は,このことは,本規則第5条の規定に従って行われる」が追加された。

・第9条

旧規則第10条に対応する。

(a)において,RUT(国家登録番号)が税識別番号に変わった。

・第10条

旧規則第11条に対応する。

(a)において,図面の寸法の最小値「縦5cm,横5cm」が追加された。

また,電子出願の要件が追加された。

(e)は,音響標章に関する新設規則である。

・第 11 条

旧規則第 12 条に対応する。

(a)において、RUT(国家登録番号)が税識別番号に変わった。

願書の要件として、「当該書類は、スペイン語により提出する」が追加された。

・第 12 条

旧規則第 13 条に対応する。

保護の対象に「集積回路の回路配置」が追加された。

また、願書の要件として、「当該書類は、スペイン語により提出する」が追加された。

・第 13 条

地理的表示又は原産地名称の出願要件に関する新設規則である。

・第 14 条

官報公告の手配の時期的要件及び記載事項が明確化された。

またその対象に、集積回路の回路配置、地理的表示及び原産地名称が追加された。

・第 15 条

旧規則において、「このファイルは当該出願についての工業所有権局の最終的決定がなされた時に閉鎖される。

管理ファイルはすべて、要約が公告された時から公衆に開示されるものとする。これらは、異議、無効訴訟又は不服申立が提起されていない限り、特許、実用新案及び意匠の出願の場合は特許登録官によって保管され、商標登録出願の場合は商標登録官によって保管され、異議、無効訴訟又は不服申立が提起されている場合は、各場合に応じて工業所有権局の弁護士書記又は仲裁審判所の弁護士書記によって保管される」が削除された。

・第 16 条 (略)

旧規則第 16 条は削除された。新規則第 16 条は旧規則第 17 条と同一である。

・第 17 条

旧規則第 18 条に対応する。

旧規則において、「更に出願人が法及び本規則の規定を遵守しているか否かを決定するための分析も含めなければならない」及び「必要な何らかの資料が脱漏しているか又は不備な場合は、工業所有権局は脱漏又は必要な修正について出願人に通知するものとし、そのような通知を受けた出願人は 40 日以内に追加提出又は補正を行わなければならない。このような通知に応じない場合又は十分若しくは完全な態様で補正がなされない場合は、当該出

願は放棄されたものとみなされる」が削除された。

また、予備審査の要件が明確化された。

・ **第 18 条 - 第 20 条**

旧規則第 20 条 - 第 22 条と同一である。

・ **第 21 条**

出願人が法に定める手数料の遅延納付に関する新設規則である。

・ **第 22 条**

工業所有権の登録決定の通知に関する新設規則である。

・ **第 23 条**

商標の要件として、「文字又は数字から成る商標は、必然的に、それを識別的なものにする特徴的な図案を以て、図形的に表示されるもの」及び「広告スローガンを含む出願は、名称として行わなければならない、ラベルに含めてはならない」が追加された。

・ **第 24 条**

旧規則第 24 条は削除され、商標出願の審査に関する新設規則となった。

・ **第 26 条**

旧規則において、「製品に関する商標登録は、願書において明示された特定のクラスに属する商品に関して又は、特定していることを条件に、出願人が指定することのある諸製品についてのみ得ることができる」が削除された。

・ **第 28 条**

旧規則第 29 条に対応する。

旧規則において、「クラス 3 及び 5 に属する商品に関する出願の場合は、長官は公衆衛生局に報告書の発行を求めることができ、クラス 31 に属する種苗又は植物品種に関する出願の場合は、農業畜産局による報告書の事前発行が強制的に要求される」が削除された。

また、「更に長官は、そのような報告書を、それらの団体の所有する技術的知識に依り、問題事項のより良い理解に関連する情報とみなすときは、請求することができる」が追加された。

・ **第 29 条 - 第 31 条**

旧規則第 31 条 - 第 33 条と同一である。

旧規則第 28 条, 第 30 条, 第 34 条は削除された。

・ **第 32 条**

標章の更新申請に関する新設規則である。

・ **第 33 条**

旧規則第 37 条と同一である。

・ **第 34 条**

旧規則第 39 条に対応する。

特許出願の公式サイズ(33.0cm×22.0cm)がオフィスサイズ(32.6cm x21.6cm)に変わった。  
また、「一旦サイズを選択したときは、処理の期間中は同じサイズを使用しなければならない」が追加された。

・ **第 37 条**

産業財産法第 42 条(新規性喪失の例外)に関する新設規則である。

・ **第 38 条**

要約の記載要件として、「複数頁に渡ってはならず、工業所有権局において一般向けに提供される提出用カード様式(技術用紙)を使用して作成し提出されるもの」が「最大 1,600 語」となった。また、「ただし、要約は発明の範囲を決定する効果は持たない」が削除された。

・ **第 39 条 - 第 47 条**

旧規則第 43 条 - 第 51 条と同一である。

・ **第 48 条**

図面の電子様式での提出要件が追加された。

・ **第 49 条 - 第 50 条**

旧規則第 53 条 - 第 54 条と同一である。

・ **第 51 条**

特許の存続期間が 15 年から「更新不可能な 20 年の期間」になった。

・ **第 52 条**

旧規則第 59 条に対応する。

「実用新案のすべての出願は、法第 58 条に示す書類を伴わなければならない」が追加された。

・ **第 53 条**

旧規則第 62 条及び第 65 条に対応する。

・ **第 54 条 (略)**

旧規則第 63 条に対応する。

・ **第 55 条**

旧規則第 64 条に対応する。

意匠の図面要件として、「意匠の場合、保護が求められている図面の複製の 1 の面での表示があれば十分である」が追加された。

また、複写は旧規則では各々写 1 通であったが、2 通になった。

・ **第 56 条**

新設規則である。

・ **第 57 条**

新設規則である。

・ **第 58 条**

旧規則第 66 条に対応する。

法第 42 条の主張をする場合の要件が追加された。

・ **第 59 条 - 第 62 条**

旧規則第 67 条 - 第 70 条と同一である。

・ **第 63 条**

旧規則第 86 条に対応する。

保護期間に関し、「保護期間満了日から 24 時間効力が延長される」が「登録が満了する日の深夜まで、有効」となった。

・ **第 64 条 - 第 65 条**

旧規則第 90 条 - 第 91 条と同一である。

・第 66 条

予防措置に関する新設規則である。

・第 68 条

旧規則第 94 条に対応する。

局が発行する証明書の作成に関し、「電子的手段によることもできる」が追加された。

また、特許登録官の責任に集積回路の回路配置が、標章登録官の責任に地理的表示及び原産地名称が追加された。

・第 69 条

旧規則第 95 条に対応する。

「コンピュータ又は他のファイルにより保管」が追加された。

・第 70 条

旧規則第 96 条 - 第 98 条は削除され、新たに強制ライセンスについて規定された。

・第 71 条 - 第 73 条

集積回路の回路配置の保護に関する新設規則である。

なお、旧規則第 71 条 - 第 85 条は削除された。

・第 74 条 - 第 78 条

地理的表示又は原産地名称の保護に関する新設規則である。

・第 79 条

旧規則第 99 条に対応する。

旧規則において、「ただし、本規定は、本条最終段落に定める報告書に関わる専門家には適用されない」が削除された。

・第 80 条

旧規則第 100 条に対応する。

専門家による審査の費用に関し、手数料納付証明書の局への提出期限が 60 日に変わった。

また、旧規則の「産業特権の無効主張に関する専門家審査の場合は、その手数料は審査に当たる個人専門家若しくは専門機関の自由に決定するところに従うものとし、その納付手続については本条の上記規定が適用される。これらの場合は、所定の専門家審査の費用は無効申立人が負担するものとする。ただし、関係当事者は、自己の費用負担の下に別の専門家審査を要求することができる。」が削除された。さらに、「法第 18 条の 2A に定める専

門家報告書は，工業所有権局長官により割り振られ，長官は，専門家各人の専門性を考慮して，専門家の間で公正かつ均等な配布を確保しなければならない」が追加された。

・ **第 82 条**

旧規則第 102 条に対応する。

(a)において，第 75 条が追加された。

・ **第 83 条**

旧規則第 103 条に対応する。

専門家報告書の内容が更新された。

・ **第 84 条 - 第 87 条**

旧規則第 105 条 - 第 108 条と同一である。

・ **第 89 条**

旧規則第 110 条に対応する。

技術的審査の対象に集積回路の回路配置が追加された。

・ **旧規則第 111 条 - 第 125 条**

削除された。

・ **第 90 条**

旧規則第 126 条に対応する。

納付命令の発令に電子的発令が追加された。

・ **旧規則第 127 条**

削除された。